

江田島市物価高騰対策事業者支援金の申請を受け付けています

☎ 商工観光課 ☎0823-43-1632
☎ 農林水産課 ☎0823-43-1642

江田島市では、国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者（個人事業主を含む）に対する物価高騰対策支援を行います。

受付期間 6月30日(月)まで

対象者 市内に主たる事業所がある中小企業・個人事業主（農水産業・商工業）で、下記の①～④を満たし、同種の物価高騰対策の補助を受けていない事業者。

- ① 事業を継続する意思がある
- ② エネルギー（電気・ガス・ガソリンなど）経費支出があり、確定申告をしている
- ③ 令和5年1月1日までに事業を開始し、事業収入が連続して100万円以上ある
- ④ 市税の滞納がない

給付額 個人事業主 一律3万円
法人 一律8万円

申請方法 申請書に必要書類を添え、郵送または窓口

提出先 農水産業事業者 ⇒ 農林水産課
商工業事業者 ⇒ 商工観光課

提出先住所

〒737-2297
江田島市大柿町大原 505 番地
江田島市産業部 農林水産課 振興係宛
または 商工観光課 商工・交流係宛



◀申請書ダウンロード
はこちらから

江田島市 市内事業者 物価高騰支援金
電気・ガス・ガソリン等をはじめとする価格高騰への支援
(令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

個人事業主 一律 **3万円**
法人 一律 **8万円**

受付期間 令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)

対象者 市内に主たる事業所がある中小企業・個人事業主
(農水産業・商工業)

① 事業を継続する意思がある
② 確定申告を行っており、エネルギー（電気・ガス・ガソリン・灯油・重油等）経費の支出がある
③ 令和5年1月1日に事業を開始しており、事業収入が2年連続して100万円以上ある
④ 市税の滞納がない など

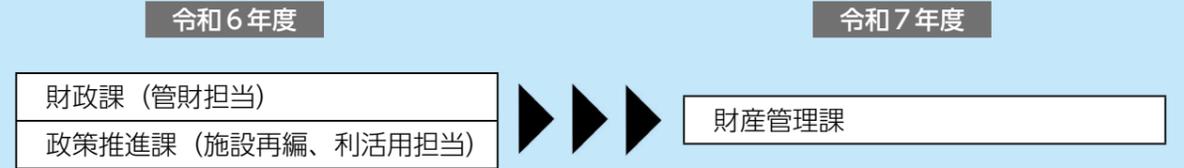
申請方法などは、裏面又はホームページをご覧ください
<https://www.city.etaima.hiroshima.jp/cms/articles/show/10636.html>

江田島市役所 組織機構の見直しのお知らせ

市民の皆さまにわかりやすく便利な窓口を目指します。また、将来を見据えて、DXや業務の効率化に取り組みます。なお、今回の見直しは令和7年4月1日からです。

1 インフラ施設の包括的管理

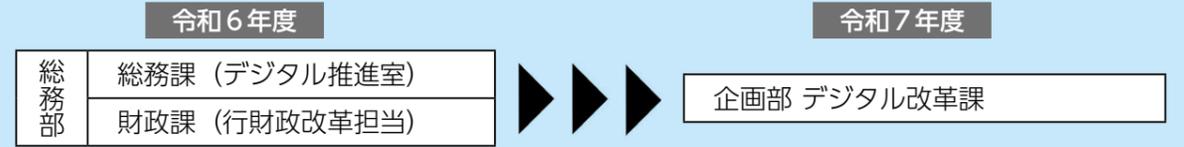
インフラの老朽化が進展する中、限られた人員で包括的かつ効率的にインフラを維持管理できるよう、総務部に「財産管理課」を設置します。



2 行財政改革とDXの推進

行財政改革とDXを先導し、市民の皆さまの利便性向上と市役所業務の効率化を強化するため、デジタル改革課を設置します。

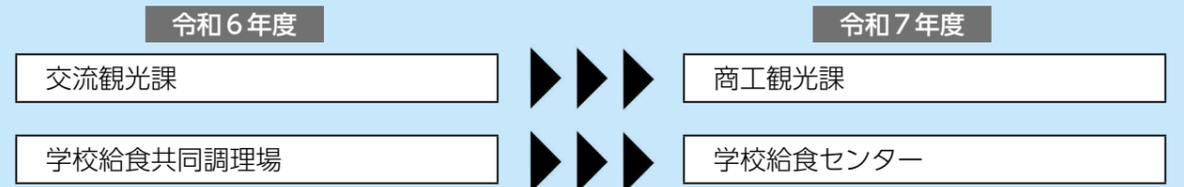
また、各施策にDXを取り入れやすくするため、総務部から企画部に移管します。



DX ⇒ 企業や組織がデジタル技術を活用して、ビジネスモデルやプロセスを根本的に変革し、競争力を向上させることです。これには、新しい技術の導入だけでなく、組織文化や働き方の変革も含まれます。

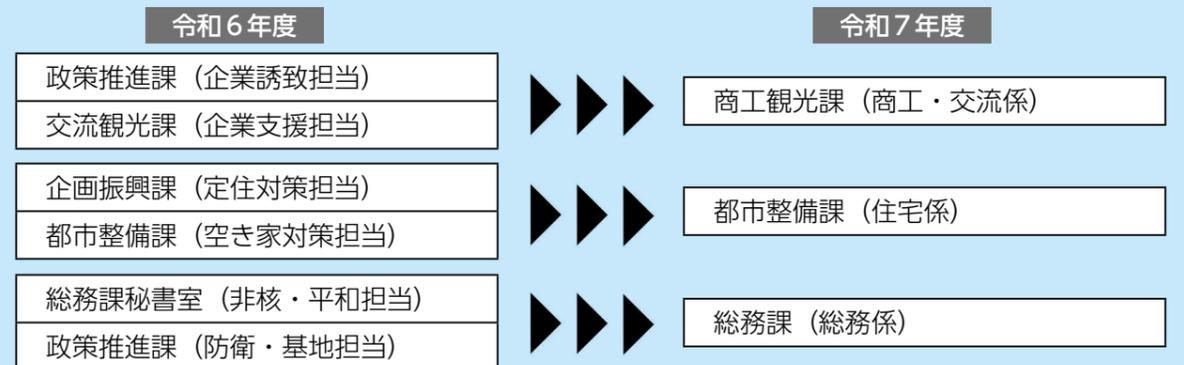
3 名称変更

市民の皆さまにとって、業務内容がわかりやすく、なじみやすい名称に改称します。



4 分かりやすい行政窓口

関連が深い業務の窓口を集約し、市民の皆さまにとってわかりやすく便利な窓口を目指します。



5 小用地区開発対策室の廃止

小用地区開発対策室を廃止します。



2月下旬、仏パリのサントマリー高校で日本語学習をしている生徒を受け入れました。滞在中、全員で行った餅つき体験や、各家庭での着付け・茶道など、日本文化を通じた交流が深まりました。

生徒たちは日本語を習い始めて3年。初めはお互いの思いを伝えきれない場面もありましたが、積極的なコミュニケーションにより、会話や笑顔が増え、どの国の子供たちも同じです。

入島式では、オー・シャンゼリゼと一緒に歌い、離島式では感謝の気持ちを込めたダンスも披露。最初から最後まで笑顔であふれていました。

今後、海外からの受入が予定されているので、民泊家庭として、受け入れてみませんか？



フランスからようこそ！
江田島市へ

vol.109

☎ 商工観光課
☎0823-43-1632



運行事業者、連絡先が一部変更

予約型乗合タクシーおれんじ号および江田島北部朝夕便について

図 企画振興課 ☎0823-43-1630

予約型乗合タクシー「おれんじ号」および乗合タクシー「江田島北部朝夕便」の運行事業者について

令和7年4月1日から予約型乗合タクシー「おれんじ号」および乗合タクシー「江田島北部朝夕便」の運行事業者や連絡先が一部変更（変更箇所は**太字下線**）となりますのでご注意ください。

系統名	運行事業者	連絡先
おれんじ号江田島北部線	株式会社江田島タクシー	☎ 0823-69-5002 FAX 0823-42-2007
おれんじ号沖美北部線	三高タクシー	☎ 0823-47-0023 FAX 0823-47-0374
おれんじ号沖美南部線	株式会社江田島タクシー能美営業所	☎ 0823-36-5505 FAX 0823-36-5511
江田島北部朝夕便	株式会社江田島タクシー	☎ 0823-69-5002 FAX 0823-42-2007

おれんじ号沖美南部線の運行区域の拡大について

令和7年4月1日からおれんじ号沖美南部線の上りの第2便（9:45 三高棧橋発）はゆめタウン江田島まで運行します。買物などに便利になりますので、この機会にぜひご利用ください。



※帰りの便は、路線バスとおれんじ号の乗り継ぎが必要です。

【上り便】三吉 → 高祖 → 美能 → 是長 → 畑 → 岡大王 → 鹿川 → 中町 → 飛渡瀬



◀おれんじ号
詳細

便	予約締切時間	三高棧橋	美能	林山上	是長	大王	是長口	中町棧橋	温泉おおたに	ゆめタウン江田島
①	前日 17:00	宇品 6:53 発 フェリー→ 7:55	8:02	8:13	8:19	8:26	8:31 →バス 8:50 発 大榎方面行	8:37 →高速船 8:42 発 広島行	8:40	
②	8:45	宇品 9:00 発 フェリー→ 9:45	9:52	10:03	10:09	10:16	10:21 →バス 10:25 発 大榎方面行	10:27 →高速船 10:50 発 広島行	10:30	10:37
③	11:55	12:55	13:02	13:13	13:19	13:26	13:31	13:37	13:40	
④	13:45	宇品 13:55 発 フェリー→ 14:45	14:52	15:03	15:09	15:16	15:21 →バス 15:43 発 大榎方面行	15:27 →高速船 15:42 発 広島行	15:30	

詳しい運行経路や時刻表は、各公共施設にて配布している公共交通マップまたは HP をご覧ください。

4月1日から

おおはま きよし 大瀨 清氏が副市長に就任

図 総務課 ☎0823-43-1111(代)



おおはま きよし
大瀨 清氏

主な経歴

昭和 63 年 3 月 九州大学農学部 卒業
昭和 63 年 4 月 広島県採用
平成 28 年 4 月 農林水産局 農業経営発展課長
平成 30 年 4 月 農林水産局 農水産振興部長
令和 4 年 4 月 農林水産局長

デジタルツウフン

Vol.9

市役所窓口での手数料の支払いに、キャッシュレス決済サービスが利用できるようになりました。

利用できる窓口・内容

市役所本庁市民生活課、税務課で発行する戸籍、税などの証明書発行手数料

利用できる支払方法

PayPay

※金額に応じた二次元コード（職員が提示）をスマートフォンで読み取る方式です。

※今後も利用できるサービスの拡大を検討していきます。

注意事項

- ・ご利用には、あらかじめPayPayアプリでのアカウント登録とチャージ（入金）が必要です。
- ・窓口で残高のチャージ（入金）はできません。



江田島市公式 LINE で犬に関する手続きができるようになりました。

利用できる手続き

対象手続き	手数料	郵送料
犬の鑑札※再交付	1,600 円	110 円
犬の注射済票の（再）交付	交付 550 円 再交付 340 円	
犬の死亡届出	無料	—
犬の登録情報変更		

※鑑札…首輪などにつける犬の登録票

手続方法

江田島市公式 LINE メニューにある「予約・申請」を押して、「犬の手続」から申請してください。



注意事項

- ・江田島市で既に登録している犬が対象です。
- ・手続きは、1匹ずつ行ってください。
- ・手数料および郵送料は、オンライン決済（クレジットカード、PayPay）によるお支払いになります。
- ・鑑札などの証票は、飼い主の住所へ郵送します。

江田島市公式 LINE で、米軍機と思われる航空機の騒音情報を通報できるようになりました。

いただいた情報は、要請活動に役立てますので、

ご協力をお願いします。

通報対象

騒音を生じる航空機の飛行情報、画像、動画

通報手順

1. 江田島市公式 LINE メニューの「通報」を押してください。
2. トーク画面の自動応答に従って、通報項目を選択し、航空機の飛行ルートや画像、位置情報などを送信してください。



質問に答え、受信設定すればほしい情報をお届け！

@ etajimacity

登録はこちら▶



民生委員・児童委員名簿

民生委員・児童委員は、地域で生活する誰もが安心して生活できるよう暮らしを見守るボランティアです。

令和7年4月1日現在

氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域		
江田島地区							
佐々木光子	中央	佐木 美鳥	鹿川	尾 登	調整中		
長谷川俊司		黒小由紀子	中町	宮山・長石1.2.3	瀧口 明		
調整中		川谷 秀嗣		長石上・中・下	調整中	小古江	
調整中		水本みえ子		沖前・沖後・黒張住宅	沖本 幹子		
小森 幹雄		川霜 彩子		迫田・宮山の一部	調整中	大原	
横手まゆみ		木戸 里司		大 後	山下里美子		
梶本 典子		上田 恭子		麓	爲政 伸彦		
加川有紀子		片平 優子		見 浪	平岡 眞一		
問芝久美子		鷺 部		宇根 民子	高下・水野元	上田 博隆	大君
真崎 和恵		鷺 部		古居美恵子	前田・瀧田地・名高地・下田	山岡 敏紀	
調整中	鷺 部	高林 美枝		沖北・沖南・南	平井美津子		
小松 義昭	江南	竹下 幸子	間所・原	調整中			
調整中	江南	向井 秀則	空・中・畑	調整中	大君		
調整中	秋月	間所 秋枝	小方・宗崎	平原 美鈴			
貝塚 正次	小用	山西千代子	主任児童委員	調整中			
脇本 茁枝	小用	木葉 良子	主任児童委員	調整中			
新本 孝子	小用	沖美地区			調整中		
中下 勇	小用	槌家 和子	横原・原・鍵や谷	君本 洋子	栢浦		
島本てる子	切 串	水戸佳代子	小島・大附・古戸・千城原	山本 和恵			
寛本富美子	切 串	川尻 博文	柳之前	調整中			
花野 榮子	切 串	船谷 七草	柳之前	空 敏江			
土手 光洋	切 串	水口 順子	柳之前・高祖	調整中			
岡野 恭子	大須・幸ノ浦	大須・幸ノ浦	高 祖	山本 修司	栢浦		
板垣 慈潤	津久茂	津久茂	美 能	小道 邦子			
岡村あかね	宮ノ原	調整中	是長 1	末中 友博			
岡村美佐子	宮ノ原	空久保 貢	是長 2	出海 照征			
杉本 敏久	宮ノ原	濱岡 正子	畑	畑道より上	飛渡瀬		
鍵本 隆子	江田島全域	兵間 博文	畑	畑道より下			
澤岡 紀子	主任児童委員	米田 健二	岡	大段 一敏			
能美地区			岡大王	大王県道より上			
江濱 禮子	鹿川	花崎 直子	大王県道より下	黒川 政好	大栢全域		
京峰イツミ		東浜1・2・3	泊野 康子	主任児童委員		重川 忠道	
小滝 強		東浜4・5・6	黒神 修	主任児童委員		沖元 成寿	
川上あけみ		郷上・郷後	大越 眞弓	沖美全域		調整中	
鎌田 哲彰	郷下・郷前	大栢地区			大栢全域		
室元 文雄	中郷・鬼崎・原	沖井 敬子	深江	中・浜（一部）			
米原 弘子	荒神・榎守・西浜・大矢	樋上 梢	大附・二反田（一部）	空（一部）			
	前浜・中浜	調整中	二反田・空（一部）				

- 「調整中」の地区は、民生委員・児童委員が不在の地区です。
- 委員の連絡先などお問い合わせは、社会福祉課 ☎ 0823-43-1638 までご連絡ください。

成年後見制度をご存じですか？

認知症や障害などによって、ものごとを判断する能力が十分ではない人に対し、後見人などと呼ばれる、ご本人に代わって財産や権利を守ることができる人を家庭裁判所に選任してもらい、ご本人を法的に支援することができる制度です。

江田島市では、より多くの人にこの制度について知っていただき、必要とする人が制度を利用することができるよう、江田島市社会福祉協議会権利擁護センターえたじまに「中核機関」を設置しました。

中核機関とは… 皆さんが、成年後見制度を必要な時に利用できるようにサポートする窓口で、4つの機能があります。

	地域でチラシの配布やポスターの掲示、講演会などを行い、地域の人や専門職などに対して、相談窓口や成年後見制度の知識について広めることで、相談しやすい環境を整えます。これにより、早い段階で判断能力の不十分さによるリスクに気づき、適切な支援につながりやすくなります。
	地域の人やご家族、その支援者などから成年後見制度などに関する相談を受け、制度に詳しい専門職がご本人の支援を考えるチームに参加したり、チームを作ったりします。すぐに制度が必要ない場合も、チームと一緒に制度を利用するタイミングなどを考えていきます。
	成年後見制度の利用に向けた申立て書類の準備が難しい時は、制度に詳しい専門職が助言や必要な力添えをします。また、後見人などの候補者を決める時に、ご本人の状況や状態に相応しい後見人などが選ばれるよう一緒に考えます。
	成年後見人などになった人が、活動上わからないことがある時や報告書作成などの事務を行う時に、悩みごとを一人で抱え込んでしまったり、意図せずに不適切な後見活動を行ってしまったりすることのないよう、後見活動のバックアップを行います。

認知症の人や、障害のある人のお金の管理、消費者被害、身寄りや支援者がいないことによる将来の不安など、お困りごとがあればお気軽にご相談ください。権利擁護センターえたじま ☎ 0823-27-8032

民生委員・児童委員 ～心と心のつなぎ役～

「民生委員・児童委員の『一斉改選』の年です！」

☎ 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

現在の民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年です。今年は、任期が切れるため、一斉改選が行われます。

委員名簿の「調整中」の地区と今期で退任する予定の委員の後任の方を探しています。適任の方がおられましたら、お知らせください。



広島県民協賛マスコットキャラクター「ミンジー」

委員の位置づけ・要件など

位置づけ	広島県の非常勤公務員（厚生労働大臣から委嘱）
任 期	令和7年12月1日～令和10年11月30日の3年間
活 動 費	月額11,000円（交通費、通信費などの実費弁償額）
居住要件	・江田島市の選挙権がある方 ・担当する区域に居住している方、または、居住
そ の 他	・生活が安定しており、健康であって、委員活動に必要な時間を割くことができる方 ・個人の人格を尊重し、その特性により差別的な取り扱いをすることなく、秘密を固く守ることができる方 ・「主任児童委員」は、学校等の教員、保育士、PTA活動など児童に関する専門的な知識・経験がある方 ※民生委員は、地域の「つなぎ役」であり専門職ではないため、資格や専門知識は必要ありません。

江田島市での起業や新たなチャレンジを検討している事業者の皆さまへ がんばりすと応援事業補助金の制度が大きく変わります！

☎ 商工観光課 ☎0823-43-1632

1 補助金の種類

	内容
起業支援補助	市内で新たに 本市の特色を活かした事業 を開始するための活動を支援します。
チャレンジ支援補助	市内で新商品または観光メニューの開発に取り組むための活動を支援します。

2 補助金額

	補助金額 (補助対象経費の2分の1以内)
起業支援補助	上限 100 万円
チャレンジ支援補助	上限 50 万円



◀ 申請要件や制度の詳細はこちら

3 補助対象

	補助対象
起業支援補助	施設整備費、販路拡大に係る委託料
チャレンジ支援補助	新商品開発に係る委託料または備品・什器等購入費 観光メニュー開発に係る施設整備費、委託料および備品・什器等購入費

4 審査会の実施予定時期

	審査会実施予定日	申請（エントリー）受付期限
令和7年度第1回目	5月下旬頃	令和7年4月30日(火)まで
令和7年度第2回目	10月下旬頃	令和7年9月30日(火)まで

※審査会の実施は年2回とします。

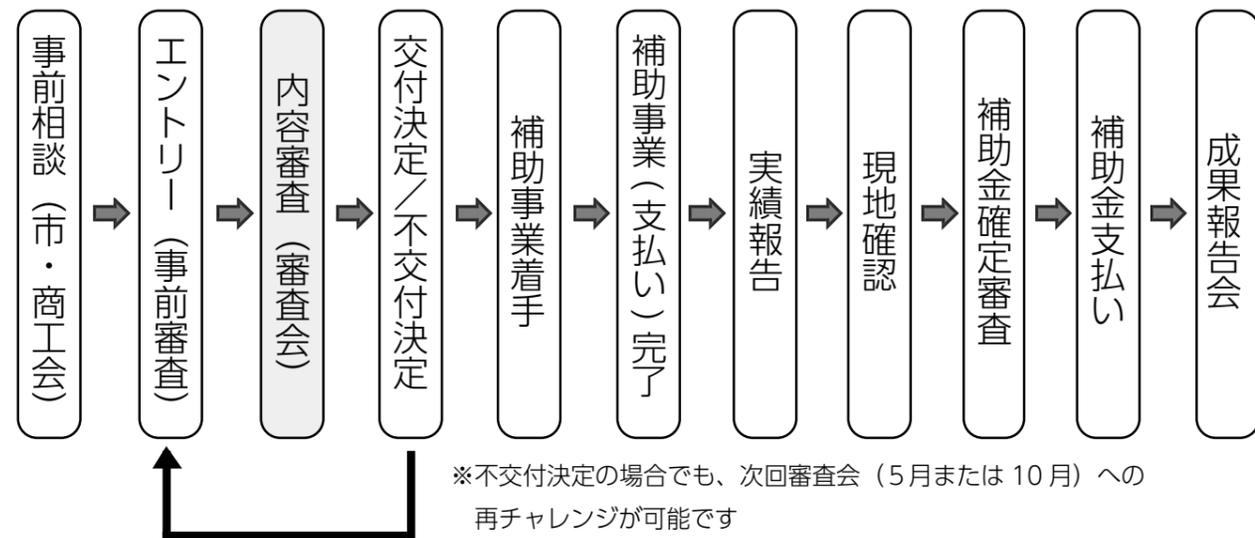
5 審査会の方式

	審査方式
起業支援補助	プレゼンテーション
チャレンジ支援補助	書類審査のみ

6 採択予定件数

	年間件数
起業支援補助	6件程度
チャレンジ支援補助	4件程度

7 申請から完了までの流れ



ご利用ください

固定資産税の縦覧・閲覧制度のご案内

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

－縦覧制度とは－

納税者が、他の土地や家屋の評価額との比較を通じ、自分の所有する資産の評価額が適正かどうか確認するための制度です。「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができます。
※償却資産は、縦覧制度の対象外です。**なお、土地・家屋ともパソコンでの縦覧となります。**

▶縦覧できる人

固定資産税の納税者・納税義務者の代理人・納税管理人
※土地・家屋を所有していない人は縦覧できません。

▶縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶縦覧手数料

無料

▶縦覧場所

税務課資産税係（本庁1階）

－閲覧制度とは－

自分が所有する資産の評価を確認できる制度です。所有する土地・家屋を納税者ごとにまとめた固定資産税課税台帳（名寄帳）を見ることができます。

▶閲覧できる人

固定資産税の納税義務者・納税義務者の代理人・納税管理人
※借地人、借家人などの土地・家屋は、使用や収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある人。ただし、権利と無関係の土地・家屋は閲覧できません。

▶閲覧期間

年間を通して可能（手数料が必要）

▶閲覧手数料

1名義につき200円。縦覧期間中は無料で閲覧できますが、写しが必要な場合は枚数に応じて手数料（コピー代）が必要です。

▶閲覧場所

税務課資産税係（本庁1階）、市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所、市民サービスセンター

縦覧・閲覧時に必要なもの

▶個人の納税義務者

本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など。以下代理人も同じ）

▶法人の納税義務者

代表者印の押印がある委任状と代理人を確認できるもの

▶代理人

委任状と代理人を確認できるもの

☎ 都市整備課 ☎0823-43-1647

災害からわが家を守ろう ～地震と土砂災害とがけ地～

木造住宅の耐震性の向上や土砂災害対策を目的とした、各種補助制度を設けています。市内の木造住宅にお住まいの方を対象とした補助制度②と③が、新しくなります。

募集期間は5月7日(水)から6月30日(月)までです。

ただし、先着順で、予定戸数に達すると期間中でも受付を終了します。相談は随時受付けていますので、活用をご検討される方は**事前に都市整備課へご相談ください。**

①木造住宅耐震診断事業

無料

住宅の耐震性を確認することができます。
診断にかかる費用 無料 予定戸数 2戸

②耐震改修・現地建替え事業

新規

住宅の耐震改修または現地建替えにかかる費用の一部を補助します。
補助金額 最大115万円 予定戸数 1戸

③除却・非現地建替え事業

新規

住宅の除却または非現地建替え（市内転居に限る）にかかる費用の一部を補助します。
補助金額 最大97万8千円 予定戸数 1戸

④がけ地近接等危険住宅移転事業

災害のおそれのある区域に建てられている住宅の移転（市内転居に限る）にかかる費用の一部を補助します。

補助金額

・住宅の除却に対する補助 最大97万5千円
・住宅購入の借入金の利子に対する補助 最大731万8千円
（建物465万円・土地206万円・宅地造成60万8千円）

予定戸数 住宅の除却に対する補助 1戸

対象となる住宅

・対象地区（急傾斜地崩壊危険区域・がけ条例建築制限区域・土砂災害特別警戒区域）内に建っていること
・区域に指定される前から建てられていることなど

⑤建築物土砂災害対策改修促進事業

建築物の土砂災害対策改修工事にかかる費用の一部を補助します。翌年度に予算を確保するため、活用をご検討される方は事前にご相談ください。

補助金額 最大75万9千円

対象となる建物

・居室（居間、寝室、事務所など）を有する建物
・土砂災害特別警戒区域内に指定される前に着工され、現在も建っていることなど